

第三百三十二号議案

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。
別表三十一の項イ中「三万七千円」を「四万六千三百円」に改め、同項ロ(1)中「一万五千三百円」を「二万六百元」に改め、同項ロ(2)中「八千三百円」を「一万一千八百円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。